

# 湯浅小学校 PTA 会則

第1条（名称）この会は湯浅小学校 PTA と呼び事務所を同校内に置く。

第2条（目的）この会は、家庭、学校、地域社会における児童の福祉増進と会員相互の連携や向上をはかることを目的とする。

第3条（事業）この会は前条の目的を遂行するために左記の事業を行う。

- 1 児童の心身の保護育成に関すること。
- 2 学校及び地域社会の環境の充実整備を図ること。
- 3 会員相互の修養と親睦を図るための諸事業。
- 4 他の教育、文化、児童福祉諸団体との連絡提携。
- 5 教職員の研修についての協力。
- 6 その他教育上必要な事業。

第4条 この会は、児童の保護者、教職員及びこの会の趣旨に賛同する者を持って構成します。

第5条（執行部）この会に次の執行部をおきます。執行部の選出は別に定められた選考委員によって会員中から選び、委員で承認の上、総会で報告します。

会長1名 副会長4名（内2名は母親） 書記長1名 書記1名 会計1名

第6条（会計監査委員）この会に会計監査委員を2名おき、選考委員によって会員中から選び、委員会で承認の上、総会で報告します。

第7条（執行部の任務）執行部の任務は以下のとおりとします。

会長はこの会を代表し総会及び委員会を招集します。また役員会を招集して、その議長となり、必要に応じて専門部会の招集を要請することができます。

副会長は会長を助け会長に事故等ある時はその業務を代行します。

書記長は全ての会合の連絡を図り、書記は会の活動の記録をします。

会計は会計事務にあたります。

第8条（任期）執行部の任期は1ヶ年とし再任は妨げません。補欠選任者の任期は前任者の残存期間とします。

第9条（顧問）この会に顧問をおくことができ、会長の招集に応じて意見を述べるすることができます。

第10条（会の構成及び委員の選出）この会は各地区選出の委員（以下地区委員という）及び各学級選出の委員（以下学年委員という）をもって委員会を構成し、委員会内に次の専門部及び地区活動部をおきます。

地区の区分及び地区委員、学年委員の定数は別に定めます。

## 1, 専門部

- ①文化給食部 ②人権福祉部 ③広報部 ④安全保体部

## 2, 学年部

## 3, 地区活動部

第11条（役員構成）この役員会は、第5条の執行部8名、各専門部部長・副部長、各学年部長、地区活動部長・副部長及び学校代表者若干名を持って役員会を構成します。

第12条（専門部及び地区活動部の構成）委員の専門部への所属は委員会で決め、部長・副部長は各部ごとの互選とします。

第13条（会の機関）この会の運営は、総会・委員会・役員会・専門部会をもってあたります。

第14条(各機関の任務) 総会は年1回開き予算の承認及びこの会の基本的なことについて相談します。

必要ある時は、臨時に総会を開くことができます。

委員会は総会に代わる議決機関とします。但し、決算その他の議決事項については、次の総会で報告するものとします。

役員会は、この会の事業の調整、予算決算に関する事項、その他、緊急な会務の処理にあたります。

執行部は必要に応じて委員会、各専門部会等に出席して協議に参加します。

第15条 専門部、学年部及び地区活動部の任務は次のとおりとし、それぞれ計画実行にあたります。

1 専門部

- 文化給食部は児童及び会員相互の文化の振興並びに学校給食に対する保護者の理解に関する事項
- 人権福祉部は会員相互の人権問題の研修並びに児童の福祉に関する事項
- 広報部は児童及び会員相互の教養の向上に関する事項
- 安全保体部は会員相互の親睦、児童の体育衛生及び交通安全に関する事項

2 学年部は各学年及び学級に必要な事項

3 地区活動部は校外児童会活動の援助、地区行事に関する事項

(児童の登下校の安全) セーフティーネット

\*行事に関する事項

各部長は会長と連絡の上、部会を招集し会の司会にあたります。

第16条 この会の会計は会費、寄付金、事業収入等で行います。

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わります。

付 則

- 1 この会則は昭和60年3月15日より施行します。
- 2 会則中別に定めるとある事項及び実情に即した円滑な運営を図るため内規を別に定めます。
- 3 平成10年4月23日会則及び内規の一部を改正する。

内 規

付則2による内規は次のとおりとする。

- 1 第5条に定める選考委員会は、専門部部長4名、学年部部長6名、地区活動部長1名、計11名の委員をもって構成する。
- 2 会計補助2名は役員会の承認を得て会長が委嘱するものとする。
- 3 会員は総会決定による会費を納めるものとする。但し、事情やむを得ずと認めたときは役員会において、免除することができる。
- 4 地区委員の選出は小学校校外児童会区分を基準として、次の3名を選出し地区活動にあたる。  
地区長1名 副地区長2名
- 5 学級委員の選出は、学級2名とする。
- 6 学年委員会は各学級2名の学級委員をもって構成する。部長、副部長は互選する。
- 7 この会の執行部、委員は任期満了といえども、後任者が決定されるまで、その責に任ずる者とする。